

議案第 29 号

大田原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 30 年 2 月 26 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市都市公園条例の一部を改正する条例

大田原市都市公園条例（昭和52年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 政令第8条第1項の条例に定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。